

低炭素建築物認定手数料

(1) 新規の場合 (評価機関の事前審査を経る場合)

一戸建て住宅	5,200	
共同住宅等又は複合建築物の総戸数		
共有部分がある場合	総戸数 1戸	15,500
	2 ~ 5戸	20,600
	6戸~	27,800
共有部分がない場合	総戸数 1戸	5,200
	2 ~ 5戸	10,300
	6戸~	17,500
+		
非住宅部分の部分 (複合建築物のみ)	10,300	
その他の建築物	10,300	

(2) 新規の場合 (刈谷市へ直接申請する場合)

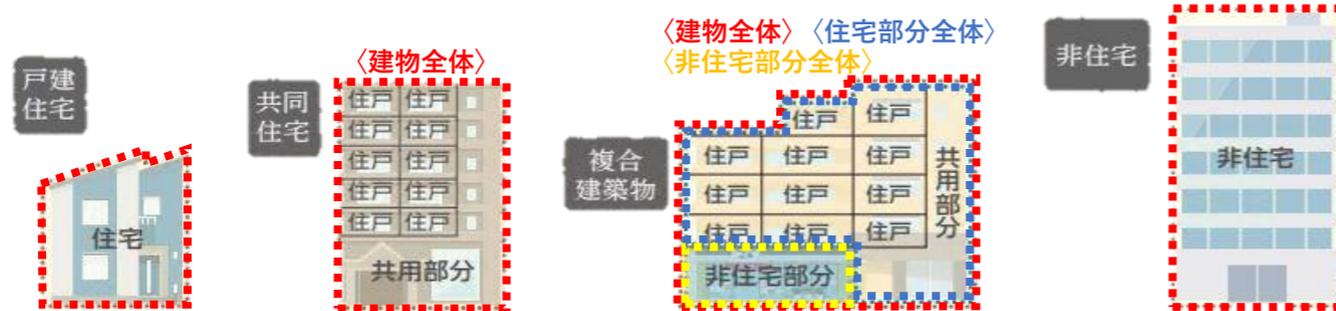
	誘導仕様基準	誘導仕様基準及び誘導標準計算	左の計算以外	
一戸建て住宅	19,100	27,000	37,100	
共同住宅等又は複合建築物の総戸数				
共有部分がある場合	総戸数 1戸	137,600	145,500	155,600
	2 ~ 5戸	154,400	172,400	193,400
	6戸~	170,400	194,300	223,900
共有部分がない場合	総戸数 1戸	19,100	27,000	37,100
	2 ~ 5戸	35,900	53,900	74,900
	6戸~	51,900	75,800	105,400
+				
非住宅部分の部分 (複合建築物のみ)	工場	計画認定モデル法	その他	
	47,500	95,000	248,400	
その他の建築物	工場	計画認定モデル法	その他	
	47,500	95,000	248,400	

(3) 変更の場合 (評価機関の事前審査を経る場合)

一戸建て住宅	3,200	
共同住宅等又は複合建築物の総戸数		
共有部分がある場合	総戸数 1戸	9,400
	2 ~ 5戸	12,400
	6戸~	16,700
共有部分がない場合	総戸数 1戸	3,200
	2 ~ 5戸	6,200
	6戸~	10,500
+		
非住宅部分の部分 (複合建築物のみ)	6,200	
その他の建築物	6,200	

(4) 変更の場合 (刈谷市へ直接申請する場合)

	誘導仕様基準	誘導仕様基準及び誘導標準計算	左の計算以外	
一戸建て住宅	10,100	14,100	19,200	
共同住宅等又は複合建築物の総戸数				
共有部分がある場合	総戸数 1戸	70,400	74,400	79,500
	2 ~ 5戸	79,300	88,200	98,800
	6戸~	88,000	99,900	114,800
共有部分がない場合	総戸数 1戸	10,100	14,100	19,200
	2 ~ 5戸	19,000	27,900	38,500
	6戸~	27,700	39,600	54,500
+				
非住宅部分の部分 (複合建築物のみ)	工場	計画認定モデル法	その他	
	24,300	48,600	125,200	
その他の建築物	工場	計画認定モデル法	その他	
	24,300	48,600	125,200	



※低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料は、上記変更額に対して2分の1を乗じて得た額 (100円未満の端数は切捨)